

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年 月 日）から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間における第十四条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の三及び第十五号の規定の適用については、同項第九号の三中「附

則第三条、第十条」とあるのは「附則第十条」と、同項第十五号中「附則第六条から第八条まで」とあるのは「附則第六条及び第七条」とする。

（電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第三条 改正法第一条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「新銀行法」という。）第五十二条の六十一の二の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為）

第四条 新銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新銀行法等の規定の読替え）

第五条 改正法附則第二条第二項の規定により新銀行法の規定を適用する場合においては、新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「第五十二条の六十一の二の登録を取り消す」とあるのは、「電子決済等代

行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第二条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、

「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される同条第二項」とする。

（新農業協同組合法の規定による特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第六条 改正法第二条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号。以下「新農業協同組合法」という。）第九十二条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農業協同組合法の規定による認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為）

第七条 新農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農業協同組合法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第八条 改正法附則第三条第二項の規定により新農業協同組合法の規定を適用する場合には、新農業協同組合法第九十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第三条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

(新水産業協同組合法の規定による特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為)

第九条 改正法第三条の規定による改正後の水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「新水産業協同組合法」という。)第二百一条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新水産業協同組合法第二百一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

(新水産業協同組合法の規定による認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準

備行為)

第十条 新水産業協同組合法第二百一十一条の五の六の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

(新水産業協同組合法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え)

第十一条 改正法附則第四条第二項の規定により新水産業協同組合法の規定を適用する場合には、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第四条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新水産業協同組合法第二百一十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

(信用協同組合電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為)

第十二条 改正法第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第

百八十三号。以下「新協同組合金融事業法」という。）第六条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為）

第十三条 新協同組合金融事業法第六条の五の七の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新協同組合金融事業法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第十四条 改正法附則第五条第二項の規定により新協同組合金融事業法の規定を適用する場合には、新協同組合金融事業法第六条の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第五条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新協同組合金融事業法第六条の

五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

(信用金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為)

第十五条 改正法第六条の規定による改正後の信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「新信用金庫法」という。)第八十五条の四第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

第十六条 新信用金庫法第八十五条の九の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

(新信用金庫法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え)

第十七条 改正法附則第六条第二項の規定により新信用金庫法の規定を適用する場合には、新信用金庫法第八十九条第七項及び第八項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消す」とあるのは、「信用金庫電子決済等代行業の全

部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第六条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（労働金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第十八条 改正法第七条の規定による改正後の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「新労働金庫法」という。）第八十九条の五第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為）

第十九条 新労働金庫法第八十九条の十の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新労働金庫法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第二十条 改正法附則第七条第二項の規定により新労働金庫法の規定を適用する場合には、新労働金庫法第九十四条第五項及び第六項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消す」とあるのは、「労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第七条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（農林中央金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第二十一条 改正法第八条の規定による改正後の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号。以下「新農林中央金庫法」という。）第九十五条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為）

第二十二條 新農林中央金庫法第九十五條の五の七の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農林中央金庫法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第二十三條 改正法附則第八條第二項の規定により新農林中央金庫法の規定を適用する場合には、新農林中央金庫法第九十五條の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第二項中「農林中央金庫法第九十五條の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第八條第一項中「第五十二條の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二條の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農林中央金庫法第九十五條の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第二項」とする。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第二十四條 改正法第九條の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号。以下「新商工組合中央金庫法」という。）第六十條の三の登録を受けようとする者は、改正法施行日前

においても、新商工組合中央金庫法第六十条の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

第二十五条 新商工組合中央金庫法第六十条の二十一の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

(新商工組合中央金庫法等の規定の読替え)

第二十六条 改正法附則第九条第二項の規定により新商工組合中央金庫法の規定を適用する場合には、新商工組合中央金庫法第六十条の十九第二項中「第六十条の三の登録を取り消す」とあるのは、「商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第九条第一項中「第六十条の十九第一項」とあるのは、「第六十条の十九第一項若しくは次項の規定により適用される同条第二項」とする。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二十七条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)の項中「第六十二条第一項」を「

第六十三条第一項」に改める。